

## 平成 21 年度 第 2 回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 3 月 4 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 真珠

### 3. 議 事

- (1) 機関保証リスク分析報告
- (2) その他
- (3) 次回日程について

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

阿部委員、尾山委員、白井委員、宗野委員、藤村委員、三隅委員(委員長)、

(○機構)

石矢奨学事業部長

(□日本国際教育支援協会)

大森機関保証センター長

### 5. 議事概要

(配布資料に基づき、事務局及びアクセンチュア株式会社から説明)

- ◎委員：今回想定した代位弁済率が、昨年想定したものより低下した理由は、景気の動向の影響もあるが、機構が行った回収強化策の効果がより大きいと考えられる。分析結果に基づけば機関保証制度のリスク分析の将来的な見通しについては、それほど悲観的なものではない。
- 今回の分析に反映していない回収強化策の効果を勘案すると、さらに改善すると考えている。ただ、今後の見通しは分からないため、現時点においては、この分析結果から、保証料率の変更等については時期尚早ではないかということである。

●アクセンチュア：その通りである。

◎委員：今回の分析結果はどう解釈すればよいか。現状の保証料率で収支相償の可能性があると認識してよいか。

●アクセンチュア：昨年の分析では、非常に高い代位弁済率であったが、機関保証制度利用者に対する周知が不足していたのではないかと認識している。この 1 年間で想定代位弁済率が大幅に改善している。1 年以上延滞者を対象にサービサーに回収委託した実績としてかなり改善しており、今後はさらに早い段階でサービサーに回収委託するため、より一層改善の可能性は高く、現在の保証料率で収支相償の可能性は十分にあると考えている。

◎委員：協会における代位弁済後の回収率が年 4 パーセント、5 年で 20 パーセントとなっているが協会の回収率の実績は、この想定を上回っているのか。

□協会：下回っている。

◎委員：今回の分析では、現在の回収強化策を進めていけば、現状の保証料率で収支相償になるということである。しかし、収入の中心は保証料収入、支出では代位弁済額等であり、最終的には求償権債権の回収率も勘案されていると思う。その求償権債権の回収率が非常に低いということは、求償権債権の残高は毎年積み上がっていくが、想定された求償権回収率を下回れば、膨大な求償権債権残高に対してかなり乖離したものとなる。したがって、現状の保証料率で回収強化策をやっていけば、収支相償という見方は甘いのではないか。一番の問題は、協会における代位弁済後の求償権債権の管理や回収率であると考えている。

◎委員：これまでの代位弁済額の合計が 1,476 件、金額で 23 億円、1 件当たり 150~160 万円ということであるが、今回の分析では、1 件当たりの代位弁済額が 250 万円ぐらいであるがどうか。

○機構：機関保証制度は平成 16 年度に創設され、昨年までは 2 年制の短期大学や専修学校に進学した加入対象者が卒業し、代位弁済の対象者となっているため、1 人当たりの代位弁済額は少なくなっている。今後は 4 年制の大学などに進学した加入者が卒業し、代位弁済の対象者となってくるため、単価は高くなっていくと思う。

◎委員：いずれにしても機関保証制度はまだ始まったばかりで、データも少なく、代位弁済後の回収率が妥当なものか否かの判断は、時期尚早だと思う。しかし、現在までに約 23 億円代位弁済をして、実際返済されたのが 1 千万円弱というのであれば、収支相償が危ぶまれる。

◎委員：第 1 回目の検証委員会の検討事項でも上がっていた、代位弁済時における住所不明者の定義についてはどのようになっているのか。

○機構：機構と協会の間で検討を続けているが、まだ合意に至っていない。機構としては、「住所不明者の取扱いについて（案）」に記載された条件を満たした場合は、住所不明者として取り扱ってもらいたい。協会で作成した「機関保証業務取扱要領」の代位弁済請求基準の（6）で、「本人行方不明の場合は、公的な証明書でそれが明らかにできること。（住民票で職権削除となっている、転出先の住民票登録がない、住民票はあるが検索願が出されている等）」と記載されており、これが厳しい基準になっているため、新しい基準に変更していただきたいと考えている。

◎委員：住所不明のケースの代位弁済の請求について、民間における小口ローンなどは、住所不明で調査しても分からないものは代位弁済請求を行っているし、当然、借りる人と金融機関の間の約定にも入っている。

しかし、民間の金融機関と同じように奨学金にも適用してもよいのかというと、少し疑問がある。理由として金額がかなり大きいということと、機構と協会は特別であり、両者間の作業の分担について明確にする必要があるからである。民間と一緒にするのは無理があるので、両者間でよく議論してルールを決めてもらうしか方法がないと考えられる。

◎委員：民間金融機関においては、届け出の住所に連絡をして連絡がつかなければ、期限の利益を喪失することができるが、奨学金はそういう性格のものではないと思う。

住所不明者の定義については、協会及び機構が知り得ている住所に本人が所在しないという事実があればそれでよい訳で、そこをクリアするために双方でどういった項目を立てるかというだけの話ではないだろうかと思う。

◎委員：最終的な報告書を作るために、今回のリスク分析の報告書と、日本国際教育援協会で行っている求償権に係る取り組みの内容と実情を踏まえて報告書を作ることになる。

（終了）